

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年11月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年6月26日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
丸亀中府モール 丸亀市中府町1丁目5番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
 - (1) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に留意した店舗運営をお願いする。
 - (2) 24時間営業に伴う地元への影響等の観点から、各テナントやごみ収集業者へ作業時間帯等の対応についての指導を行ってほしい。
 - (3) ごみ運搬車の騒音や生ゴミの悪臭など、周辺住民に影響する事案については、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な配慮をお願いする。
 - (4) 当該店舗東側においては、住民、マンションが隣接しており、特に騒音、照明等に配慮する必要がある。周辺住民等からの苦情などについては、迅速、適切かつ誠実に対応すること。
 - (5) 店舗敷地内から出入りする車両と道路を通行する車両との交通事故及び交通渋滞を防ぐために交通整理誘導、案内表等に配慮し、交通事故防止、交通渋滞の解消にあたること。
 - (6) 当該地は分流地域であるため、公共下水管(汚水管)への雨水誤接続がないようお願いする。
 - (7) 給水装置の申請前の早い段階で事前協議を行い指示事項に従うこと。
 - (8) 工事中の濁水には十分な対策をお願いする。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
地元住民(2名)
 - (2) 意見の概要
 - ア ハローズ建物東側に設置予定の荷さばき場及び産業廃棄物置場は、建物南側等住宅から離れた位置に設置すること。

【理由】

 - ・騒音予測点A並びにP1での騒音源としてごみ収集車（パッカー車）の作業音が考慮されていない。
 - ・パッカー車積み込み時の悪臭が流れてくる。積み込み時の臭気について特段の対策が検討されていない。以前のダイエー・フジの時からパッカー車の騒音・悪臭は酷かった。（場所はほぼ同じ。）
 - ・構内速度10kmや15kmで騒音予測しているが速度を守らず手段が講じられていない。
 - ・建物配置図にあるように、廃棄物作業場01付近から南出口へ向かうには上り勾配である。しかし、上り勾配時の騒音増加が考慮されていない。また保冷車の早朝からの時間待ちのアイドリングも当然予想される。
 - ・騒音や悪臭の発生する作業が住宅地側に設けられ、住環境が著しく損なわれる恐れがある。ダイエーやフジの時から、早朝からの騒音・振動・臭気に建物東側の住民は悩まされてきた。
 - イ ハローズが土器町に出店した時の騒音予測と実測値を開示してほしい。

【理由】

 - ・予測値どおりに騒音が収まっているのか参考にしたい。

ウ 近隣説明会の資料に一番大きな廃棄物保管施設の設置場所が店舗ハローズ東側の住宅地側に設ける計画になっているが絶対にやめてもらいたい。

【理由】

- ・家のすぐ目の前に廃棄物保管施設があると、1日中、生ゴミの悪臭とゴミ運搬車の騒音に悩まされることになる。以前の店舗フジグランやダイエーの時も東側にゴミ置場があったため毎日苦痛を強いられた。廃棄物保管施設は店舗南側の住宅のない道路側に設けてほしい。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市都市経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年11月2日（月曜日）から同年12月2日（水曜日）まで